

派遣者番号	R3K25	氏名	藤井 美紗
研究主題 —副主題—	高等学校音楽科における人権教育に基づく授業実践 —手話やジェンダーを学ぶ実践からESDへのアプローチ—		
派遣先	早稲田大学 教職大学院	担当教官	三村 隆男
所属	都立片倉高等学校	所属長	門馬 誠

キーワード：人権 ジェンダー SDGs ESD教育

1 研究の背景（目的）・主題設定の理由等

人権が尊重される社会づくりを目指すために、東京都においては東京都人権施策推進指針を軸としてすべての学校で人権教育が展開されている。人権教育プログラムでは、人権尊重とは何か、人権問題とは何かを考えさせ、偏見をもたない、差別をしない資質・能力の育成に取り組むことが大切であると、学校における人権教育は「知る」「考える」「行動すること」を基本としている。このことを基本として、自分の人権を守り他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を涵養し、実践行動につなげていく必要がある。

人権教育は、変化の激しい時代を生きる児童・生徒には大切な知識・感覚である。国連の2019年「人権教育のための世界計画」では、第4フェーズ行動計画が発表され、「青少年のための人権教育」がテーマとなっており、持続可能な開発のための2030アジェンダ、特に持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット4.7（2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。）と足並みを揃えることを決定し、その中でも特に青少年の参加とリーダーシップを奨励している。

東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム（学校教育編）」では、人権教育は各教科の中で教える知識だけではなく、体験を通して学ぶことに重要性があるとし、全ての教科で普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチを融合させる取り組みの充実を求めている。このことを踏まえ、COVID-19の影響で様々な体験活動や交流活動が制限される中で可能な協働を考え、人権教育の課題と照らし合わせながら、ESDとしての音楽教育へ教科の中で体験し、考え、行動していくことで生活に活かしていくことが大事なのではないかと考え、授業開発を試みた。

2 研究の方法

(1) 授業の目的

今回はSDGsのターゲットと照らし合わせた人権教育の「知識的側面」と音楽の学習指導要領の目標である「豊かな情操を育む」に重点を置き、「価値的・態度的側面」を生徒の中に気付かせることを目的として授業を行うこととした。「技能的側面」は、授業中のプリントや「えんたくん」を用いたアクティブラーニングの活動から補った。人権教育とESDには共通した関連性があり、二つを関連させて授業を進めていくことが大切だと考えた。その上で、授業を展開する上でのルーブリックを以下のように作成し、授業を開発した。

①	先入観にとらわれた物事の認識の問題点を理解する。（自己省察、メディアと情報、ステレオタイプ、自民族・自文化主義）
②	文化の多様性・社会の多様性を理解する。（グローバル化、文化交流と変容、エスニシティ、問題を認識）
③	多様性を前提とした社会的包摂を理解する。（差別、人権と民主主義、社会参画、他者との協働）
④	多様性を前提とした社会包摂を構想する。（マイノリティの視点獲得、マイノリティへの合理的配慮）

(2) 授業を展開する上でのルーブリック

このルーブリックに関連するESDで重視する能力・態度である、①批判的に考える力、②多面的・総合的に考える力、③コミュニケーションを行う力、④他者と協力する態度、⑤つながりを尊重する態度、⑥すすんで参加する態度を融合し、以下のような授業案を作成した。

第1時	① 「にぎやかな音を使わない言語。手話をして歌表現する、身体を使った表現を行うことの大切さを体験する。」言語の異なりと平等を考える。
第2時	② 「手話を通して体験した、表現方法に理解を深め、少数言語に対する意識の変化を考える。」
第3時	③ 「音楽におけるジェンダーについて知識を深め考える。」教科書に記載されている作曲家や指揮者はなぜ男性のみなのか。女性の作曲家や指揮者の存在と現代の音楽についてのジェンダーを考える。

授業を行った上で、生徒の気付きや変容について共起ネットワークを使って分析した。

